




フランス著作権法

第6回 —著作権侵害—



平成23年7月21日
インフォテック法律事務所
弁護士 井奈波 朋子

はじめに—délit de contrefaçon

※ contrefaçon

→ 知的財産権侵害ないし著作権侵害

※ délit

→ 軽罪

Crime (重罪) > délit

délit > contravention (違警罪)

著作権侵害総論

第3編第3章第5節

著作権侵害罪（*délit de contrefaçon*）になる
行為その他罪となる行為を中心にした規定
ぶり



民事上も不法行為（*délit civil*）を構成

犯罪類型①—著作権侵害罪を構成する行為

- ①文書、楽曲、素描、絵画その他全体または部分的に印刷もしくは印刻された製品の出版（335-2条）。
- ②精神の著作物の複製、上演・演奏、頒布（335-3条1項）。
- ③ソフトウェアの著作者の権利の一の侵害（同条2項）。
- ④映画館における映画等の保存行為（同条3項）。

犯罪類型②—著作権侵害罪の範疇に入る行為

- ①許諾のない頒布は、著作権侵害罪を構成（335-3条）。
ただし、知的財産法典には、頒布権に関する規定がない。
- ②侵害著作物の輸出入および小売りは、著作権侵害罪となる（335-2条3項）。

犯罪類型③ー著作権侵害罪ではないが、 刑事罰が科せられる行為

- ① ソフトウェアの出版、公衆の利用に供する行為または公衆に伝達する行為。たとえば、ソフトウェアのファイル交換など（335-2条の1）
- ② 著作隣接権侵害行為（335-4条1項）
- ③ 許諾を得ないレコードの輸入または輸出（335-4条2項）
- ④ 報酬の支払いの不履行、公貸権報酬の支払いの不履行（335-4条3項4項）

犯罪類型④—著作者人格権侵害

罰則（第3編第3章第5節）中に規定なし。

→著作者人格権侵害の場合に、著作権侵害罪が成立するののかについては争いがある。

→民事上の制裁は受ける。

著作権侵害—主観的要件①

刑法上の原則

→犯意がないところに犯罪は成立しない。

著作権侵害に関する犯罪

→故意が必要。ただし、判例は、悪意を推定。

→共犯者（出版者、印刷業者）については、悪意は推定されない。輸出入業者や小売業者も同様。

著作権侵害—主観的要件②

民事上の責任が問題となる場合

→主観的要素は無視。

著作権侵害の客観的要件を満たしていれば、民事上の責任が生じる。小売業者等も同様。

著作権侵害—刑事制裁①（主刑）

①著作権侵害

→3年の自由刑と3万ユーロの罰金（335-2条2項）。

②侵害著作物の小売り、輸出入（同条3項）、侵害ソフトウェアの出版、公衆の利用に供する行為または公衆の伝達（335-2-1条）も同様

著作権侵害—刑事制裁②（主刑）

- ③ 著作隣接権侵害、著作隣接権を侵害する
レコードまたはビデオグラムの輸出入
→ 3年の自由刑と3万ユーロの罰金（335-4
条1項、2項）

- ④ 報酬請求権の報酬の払い込みの不履行、
公貸権報酬の払い込みの不履行
→ 3万ユーロの罰金（同条3項、4項）。

著作権侵害—刑事制裁③（主刑）

- ⑤小売りが組織的犯罪の場合
→5年の自由刑と5万ユーロの罰金が科せられる（335-2条4項）

- ⑥335-4条に定める違反が組織的犯罪の場合
→5年の自由刑と5万ユーロの罰金が科せられる（同条5項）。

著作権侵害—刑事制裁④（主刑）

⑦法人に対する制裁（335-8条）

⑧再犯の場合
→科せられる刑罰が2倍になる（335-9条）

著作権侵害—刑事制裁⑤（付加刑）

- ①侵害行為に提供された施設の閉鎖（335-5条）
- ②侵害品および侵害に使用され、侵害を目的とする物を流通から撤回（335-6条1項）
- ③押収、侵害品の破毀または被害者への引渡し（335-6条2項、3項）
- ④判決の掲示、頒布（同条4項）

著作権侵害—民事制裁

①利用や製造に対する差止め

②損害賠償

→算定にあたって、逸失利益と侵害者が得た利益および権利者に対する精神的損害を考慮する（331-1-3条）

→331-1-3条1項の損害賠償に代わる包括的損害賠償。使用料の額を下回ることはできない（同条2項）。

著作権侵害訴訟—原告適格①

①著作権を有する著作者

→共同著作物の場合、著作者人格権の侵害については、単独で訴訟追行可能

→共同著作物の場合、著作財産権の侵害については、訴訟を提起する著作者は、他の著作者を呼び出す責任を負う。

→法人の場合、集合著作物の著作権者であるか、譲受人である必要がある。

著作権侵害訴訟—原告適格②

②著作権の譲受人

③著作権の団体

④ライセンサー

→権利の譲渡を受けていない者は、独占的ライセンスを受けていても原告適格がない

著作権侵害訴訟—急速審理 (référé) ①

急速審理 (référé)

→一般法上の手続き（民事訴訟法808条、809条）。有効と認められるあらゆる手段を命じることができる。

→パリの場合、知的財産事件についての急速審理は、第3民事部（専門部）の裁判官が担当

著作権侵害訴訟—急速審理 (référé) ②

- 損害賠償の取り立てができない可能性がある場合、仮差押え（331-1-1条）
- ソフトウェアが、著作物の違法な提供に主に用いられている場合、必要であり、かつ技術の状態に適合するすべての措置（336-1条1項）
- インターネット上の著作権侵害の場合、それをやめさせることができるすべての者に対し、権利侵害をやめさせるすべての措置（336-2条）。

著作権侵害訴訟— saisie-contrefaçon

①

saisie- contrefaçon

＝著作権侵害を理由とする差押

→著作物の違法複製をやめさせる目的

→権利侵害を主張するための証拠をえる
目的

著作権侵害訴訟— saisie-contrefaçon

②

①警視または小審裁判所裁判官は、権利者の求めにより、著作権を侵害する複製物または技術的手段・権利情報に損害を与える装置や手段を差押える（332-1条1項）。

→著作権侵害を理由とする差押えは、違法な複製物や装置などに限られる

著作権侵害訴訟— saisie-contrefaçon

③

②上演演奏の延期や中止を命令

③進行中の違法な複製物の製造、技術的手段や権利情報を侵害するものの製造を中止を命令

③製造された複製物や装置等を差押え。加えて、流通経路への流通を阻止できる。

④侵害から生じる収益を差押え。

著作権侵害訴訟— saisie-contrefaçon

④

⑤インターネット上の著作権侵害については、コンテンツを送信しないようにすることやアクセスを不可能にすることを命じることができる。

これらの差押さえは、差押申立人が、差押さえから30日以内に本案訴訟への呼び出しをしないと解除される。回線による公衆伝達サービスの場合には15日以内（332-3条）

インターネット上の著作権侵害対策—情報社会指令国内法化①

P2Pによるファイル交換に対する対抗措置の導入の試み

① グローバル・ライセンス構想はボツ

② P2Pによるファイル交換を利用した私的なダウンロード・アップロードが違警罪に該当する規定＝違憲

インターネット上の著作権侵害対策—情報社会指令国内法化②

③ファイル交換ソフトを、情を知ってかつその形式の如何を問わず、作成し、公衆の用に供し、公衆に伝達する行為に対し、3年の自由刑と300,000ユーロの罰金を科す
(335-2-1条)

インターネット上の著作権侵害対策— HADOPI I とHADOPI II

①HADOPI I

2009年5月13日成立

インターネットにおける創作物の普及・保護促進法(loi favorisant la diffusion et la protection de la création sur Internet

インターネット上の著作権侵害対策一 HADOPI I とHADOPI II

②HADOPI II

2009年9月22日成立

インターネットにおける著作権の刑事上の保護に関する法案（projet de loi relatif à la protection pénale de la propriété littéraire et artistique sur Internet）

インターネット上の著作権侵害対策— HADOPI I ①

「HADOPI」とは、

Haute Autorité pour la Diffusion des Oeuvres et
la Protection des Droits sur Internet の略称

「インターネットにおける著作物の普及・
権利保護上級局」という行政当局

インターネット上の著作権侵害対策— HADOPI I ②

三振ルール導入の試み

→インターネットの利用者が、インターネットを利用して違反行為を行った場合に、所定の手順（主に行政手続のみ）によりインターネットへの接続を切断できる制度。

インターネット上の著作権侵害対策— HADOPI I ③

第1段階

- 当局が、インターネット接続サービス業者を介し、
- 業者にユーザー登録をしている者に対し、
- 電子メールによって、勧告を送信する。

第2段階

- 当該ユーザーが当該勧告から6か月以内に義務違反を行った場合、
- 当局が、電子メールで、同様の事項を内容とする勧告をあらためて送付する。この場合、電子メールに加え、配達証明で文書を送ることができる。

第3段階

- 当該勧告を受領した次の年に当該ユーザーがさらに義務違反を行ったことが確認された場合
- 当局が、対審手続きを経て、2か月から1年の間インターネット接続サービスを中断。

インターネット上の著作権侵害対策— HADOPI I ④

憲法院2009年6月10日の判断

→第3段階は違憲

その結果、第1段階、第2段階のみ施行

違憲の理由は？

インターネット上の著作権侵害対策— HADOPI I ⑤

- ① インターネットにアクセスする自由は、
表現の自由の前提
- ② 表現の自由に関する判断は、司法機関の
権限
行政機関が表現の自由を制限する→**違憲**
- ③ 無罪推定の原則に違反→**違憲**

インターネット上の著作権侵害対策－現 行の制度①

HADOPIの設置

(Haute Autorité pour la Diffusion des Oeuvres
et la Protection des Droits sur Internet)

＝インターネットにおける著作物の普及・
権利保護上級局

<http://www.hadopi.fr/index.html>

インターネット上の著作権侵害対策—現行の制度②

監視義務（336-3条）

回線による公衆への伝達サービスへのアクセスを有する者は、権利者の許諾が必要となるときにその許諾を受けないで、著作物の複製、提供、公衆への用に供されまたは伝達に供される目的で、そのアクセスが利用されないよう監視する義務を負う。

インターネット上の著作権侵害対策—現 行の制度③

監視義務の不遵守に対する勧告（331-25条）

HADOPI当局が勧告を送付

①第1段階：プロバイダ経由でメールによる

②第2段階：メール＋配達証明郵便

インターネット上の著作権侵害対策—現行の制度④

この措置は、réponse graduée (graduated response) といい、三振ルールとはいわない。

→勧告を受領したユーザーの大多数は、合法的な提供を利用する方向に転向するであろうということを期待した教育的な措置

→既に40万通の勧告を送付。ほとんどの者が侵害を停止。裁判所に係属したケースは未だに存在しない (Figaro誌2011年6月6日付記事)

インターネット上の著作権侵害対策—現行の制度⑤

接続留保が科せられる場合

①インターネットを通じて著作権侵害がおこなわれた場合の付加刑（335-7条1項）

②勧告にもかかわらず重大な不作為があると認められる場合（335-7-1条1項）

インターネット上の著作権侵害対策—現 行の制度⑥

プロバイダの立場

- ①ユーザーの識別情報を提供（331-21条）
- ②勧告の送付（331-25条）
- ③留保措置（335-7条6項）
- ④加入者との契約に、336-3条の監視義務などに言及すること（331-27条）



全6回



ご参加ありがとうございました